

伊藤 眞『破産法・民事再生法〔第6版〕』（ISBN：978-4-641-23355-3）補訂情報

本書刊行後に出された重要判決，論稿等の情報を中心に，以下のとおり補訂いたします。

---

（掲載中）

■838 頁注 66 第 1 段落 4 行目を以下のように修正する。

「……重大な過失とまではいえないと判示する。」

→ 「……重大な過失とまではいえないと判示する（谷口哲也「破産免責の許否を条件とする判決が言い渡された事例」京女法学 29 号 53 頁（2026 年）参照）。」

■838 頁注 66 第 1 段落末尾に以下を加える。

この視点から同事案について仮定の判決を示したものとして，伊藤眞『「債務の責任免除と慈悲の限界——破産免責制度の正当性を支えるもの」』（日本學士院紀要 79 卷 2 号 213 頁（2025 年））——余滴(résonance)』法律のひろば 78 卷 6 号 58 頁（2025 年）がある。

以上，2026 年 3 月 2 日追加

■107 頁注 12 第 1 段落末尾に以下を加える。

「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」7 条の 2 第 1 項にいう法人である政党は，未だ解散していない場合であっても（同法 10 I II 参照），破産能力を認められる。最決令和 7・10・20 判タ 1541 号 56 頁。

2026 年 4 月 6 日追加

■453 頁注 138 末尾に以下を加える。

最決令和 8・4・7 裁判所ウェブサイトは，破産会社が被告人となっている刑事事件

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反事件) について、代表取締役は、破産手続開始によってその地位を当然に失うものではなく、破産手続終了までの間、破産会社を代表すると解すべきである旨を判示する。なお、破産手続終了後の刑事事件代表権については、796 頁注 239 補訂情報参照。

■796 頁注 239 第 1 段落末尾に以下を加える。

最決令和 8・4・7 裁判所ウェブサイト (453 頁注 138 補訂情報参照) は、破産手続終結決定により破産手続が終了した後も、刑事被告人たる破産会社の法人格が存続し (刑訴 339 I ④参照)、代表取締役が清算人の立場で被告会社を代表すると判示する。

以上、2026 年 4 月 24 日追加